

令和6年度 家計急変世帯対象 「奨学のための給付金」受給申請のご案内

保護者の失職、倒産、死亡等で、令和6年1月以降に、家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

申請日において、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

保護者	<input type="checkbox"/> 令和6年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、令和6年1月以降に家計が急変したことにより、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1）
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住している。
生徒	<input type="checkbox"/> 就学支援金対象校に在学している。



給付方法など	
対象者：	保護者
申請：	7月1日～12月27日
回数：	年1回
給付：	申請の口座へ振込み

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は、7月の通常の申請（一般）で申し込んでください。

※1 家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。なお、自営業者の方は個別にお問合せください。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。

2 給付額はいくらですか？

	生徒の状況	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科
	家計急変により所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯	下記以外 ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上23歳未満の兄弟がいる。 ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上（中学生を除く）23歳未満の、通信制課程に在学中または高校生等以外の弟妹がいる。	142,600円

※家計急変が7月2日以降に生じた場合の給付額は、申請受けの翌月以降の月数等に応じて算定します。

（計算例）10月5日に家計急変事由が発生した全日制第1子の場合
 $142,600円 \times 5月(11 \sim 3月) \div 12 = 59,416円$ （1円未満端数切り捨て）

3 どんな書類が必要ですか？

書 類	内容・注意点
◎ 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（私立） 様式第1-2号	
① 振込先口座の通帳等の写し（コピー）	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
② 家計急変の発生事由を証明する書類	◎家計急変による申請理由書【参考様式1】 ◎上記の申請理由書の他に、次の区分に応じて提出してください。 【解雇や離職の場合】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書（いずれか1つ） 【破産や廃業の場合】 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出（いずれか1つ） 【解雇や離職、破産、廃業ではない場合】…上記理由書【参考様式1】
③ 家計急変前の収入を証明する書類	・令和6年度課税証明書（保護者全員）
④ 家計急変後の収入を証明する書類	○会社員等 ・直近の給与明細書（急変後3か月分以上）及び年収見込【参考様式2】 ・会社作成の給与見込（急変後12か月間） ○自営業 ・税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類 （いずれか1つ）
⑤ 在学証明書	生徒の在学期間が発行したもの
⑥ その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、ご連絡ください。

4 災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※ 生活保護（生業扶助）受給世帯除く）罹災証明書等書類のご提出が必要となりますので、該当する場合、申請時に学校事務室もしくは県学事課へご連絡ください。

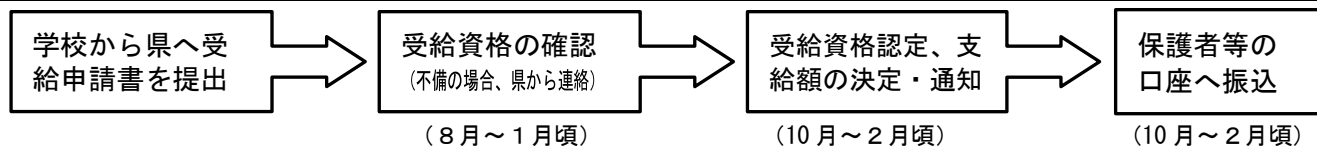
5 申請期限

◎ 申請書に①～⑥の書類を添付し、**7月16日（火）までに、学校事務室へ提出してください。**（家計急変が7月2日以降に生じた場合は、12月20日（金）までに学校へ提出）

※複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、県学事課へご連絡ください。

6 給付金の支給の流れ



支給時期：令和6年10月～令和7年2月頃（予定）

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

電話 082-513-2760 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

◆申請書はホームページからダウンロードできます。「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuuhukin.html>